

○環境省告示第五十号

土壤汚染対策法施行規則（平成十四年環境省令第二十九号）第六条第三項第四号の規定に基づき、平成十五年三月環境省告示第十八号（土壤溶出量調査に係る測定方法）の一部を次のように改正し、平成三十一年三月二十日から適用する。

平成三十一年三月二十日

環境大臣 原田 義昭

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、当該対象規定全体を改正後欄に掲げるもののように改め、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを新たに追加する。

改正後	改正前
-----	-----

別表

特定有害物質の種類	測定方法
(略)	(略)
六価クロム	規格 K0102 の 65.2 (規格 K0102 の 65.2.7 を除く。) に定める方法 (ただし、規格 K0102 の 65.2.6 に定める方法により塩分の濃度の高い試料を測定する場合にあっては、規格 K0170-7 の 7 の a) 又は b) に定める操作を行うものとする。)
(略)	(略)
シマジン	昭和 46 年 12 月環境庁告示第 59 号 (水質汚濁に係る環境基準について) (以下「水質環境基準告示」という。) 付表 6 の第 1 又は第 2 に掲げる方法
シアン化合物	規格 K0102 の 38 に定める方法 (規格 K0102 の 38.1.1 及び 38 の備考 11 に定める方法を除く。) 又は水質環境基準告示付表 1 に掲げる方法
チオベンカルブ	水質環境基準告示付表 6 の第 1 又は第 2 に掲げる方法
(略)	(略)

別表

特定有害物質の種類	測定方法
(略)	(略)
六価クロム	規格 K0102 の 65.2 に定める方法 (ただし、規格 K0102 の 65.2.6 に定める方法により塩分の濃度の高い試料を測定する場合にあっては、規格 K0170-7 の 7 の a) 又は b) に定める操作を行うものとする。)
(略)	(略)
シマジン	昭和 46 年 12 月環境庁告示第 59 号 (水質汚濁に係る環境基準について) (以下「水質環境基準告示」という。) 付表 5 の第 1 又は第 2 に掲げる方法
シアン化合物	規格 K0102 の 38 に定める方法 (規格 K0102 の 38.1.1 に定める方法を除く。)
チオベンカルブ	水質環境基準告示付表 5 の第 1 又は第 2 に掲げる方法
(略)	(略)

水銀及びその化合物	水銀にあつては水質環境基準告示付表2に掲げる方法、アルキル水銀にあつては水質環境基準告示付表3に掲げる方法及び昭和49年9月環境庁告示第64号（環境大臣が定める排水基準に係る検定方法）（以下「排水基準に係る検定告示」という。）付表3に掲げる方法
(略)	(略)
チウラム	水質環境基準告示付表5に掲げる方法
(略)	(略)
ふっ素及びその化合物	規格K0102の34.1（規格K0102の34の備考1を除く。）若しくは34.4（妨害となる物質としてハロゲン化合物又はハロゲン化水素が多量に含まれる試料を測定する場合にあつては、蒸留試薬溶液として、水約200mlに硫酸10ml、りん酸60ml及び塩化ナトリウム10gを溶かした溶液とグリセリン250mlを混合し、水を加えて1,000mlとしたものを用い、日本工業規格K0170-6の6図2注記のアルミニウム溶液のラインを追加する。）に定め

水銀及びその化合物	水銀にあつては水質環境基準告示付表1に掲げる方法、アルキル水銀にあつては水質環境基準告示付表2に掲げる方法及び昭和49年9月環境庁告示第64号（環境大臣が定める排水基準に係る検定方法）（以下「排水基準に係る検定告示」という。）付表3に掲げる方法
(略)	(略)
チウラム	水質環境基準告示付表4に掲げる方法
(略)	(略)
ふっ素及びその化合物	規格K0102の34.1若しくは34.4に定める方法又は規格K0102の34.1c）（注（6）第3文を除く。）に定める方法（懸濁物質及びイオンクロマトグラフ法で妨害となる物質が共存しない場合にあつては、これを省略することができる。）及び水質環境基準告示付表6に掲げる方法

	る方法又は規格 K0102 の 34.1.1c) (注 ⁽²⁾ 第 3 文及び規格 K0102 の 34 の備考 1 を除く。) に定める方法 (懸濁物質及びイオンクロマトグラフ法で妨害となる物質が共存しないことを確認した場合) においては、これを省略することができる。) 及び水質環境基準告示付表 7 に掲げる方法
(略)	(略)
ポリ塩化ビフェニル	水質環境基準告示付表 4 に掲げる方法
(略)	(略)

(略)	(略)
ポリ塩化ビフェニル	水質環境基準告示付表 3 に掲げる方法
(略)	(略)